

1. 阿見町立学校再編検討委員会の概要について

(1) 阿見町立学校再編検討委員会規則

平成 25 年 1 月 28 日
教育委員会規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、阿見町における学校規模の適正化等に対応した学校再編について検討するために設置する阿見町立学校再編検討委員会（以下「検討委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、阿見町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討し答申する。

- (1) 阿見町立の小学校及び中学校の再編計画策定に関すること。
- (2) 前号に係る具体的な方策に関すること。

(組織)

第 3 条 検討委員会の委員は、24 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 地域を代表する者
- (2) 保護者を代表する者
- (3) 小中学校長を代表する者
- (4) 町議会の議員を代表する者
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認めるもの

(任期)

第 4 条 委員会の委員の任期は、委嘱又は任命の日から第 2 条に規定する所掌事項に関する答申を行う日までとする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱又は任命することができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、検討委員会を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたとき

は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。

2 会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会の意見を聞いて定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 阿見町立学校再編検討委員会委員名簿

No	選出区分	氏名	備考
1	地域の代表	糸賀 忠	中央北区長
2	地域の代表	大久保 久夫	上長区長
3	地域の代表	坂本 靖夫	新山区長
4	地域の代表	田村 敏博	住吉区長
5	地域の代表	小松澤 唯一	追原区長
6	地域の代表	長尾 和博	南平台二丁目区長
7	地域の代表	北澤 孝雄	立ノ越区長
8	地域の代表	藤山 英夫	阿見台区長
9	保護者の代表	堺 仁美	阿見小学校 PTA 会長
10	保護者の代表	後藤 祐一	実穀小学校 PTA 会長
11	保護者の代表	篠崎 明夫	吉原小学校 PTA 会長
12	保護者の代表	岡田 治美	本郷小学校 PTA 会長
13	保護者の代表	大越 きよみ	君原小学校 PTA 会長
14	保護者の代表	高野 好央	舟島小学校 PTA 会長
15	保護者の代表	正木 敏明	阿見第一小学校 PTA 会長
16	保護者の代表	藤平 竜也	阿見第二小学校 PTA 会長
17	小中学校長の代表	菅谷 道生	阿見小学校校長
18	小中学校長の代表	立原 秀一	朝日中学校校長
19	町議会議員の代表	諏訪原 実	町議会民生教育常任委員長
20	学識経験者	中島 雅己	茨城大学農学部准教授

事務局	青山 壽々子	教育委員会教育長
	竿留 一美	教育委員会教育次長
	黒井 寛	教育委員会学校教育課長
	小倉 貴一	教育委員会学校教育課長補佐
	山本 光毅	教育委員会学校教育課係長
	小林 涼子	教育委員会学校教育課主事
	山崎 猛	昭和(株)都市調査室主任

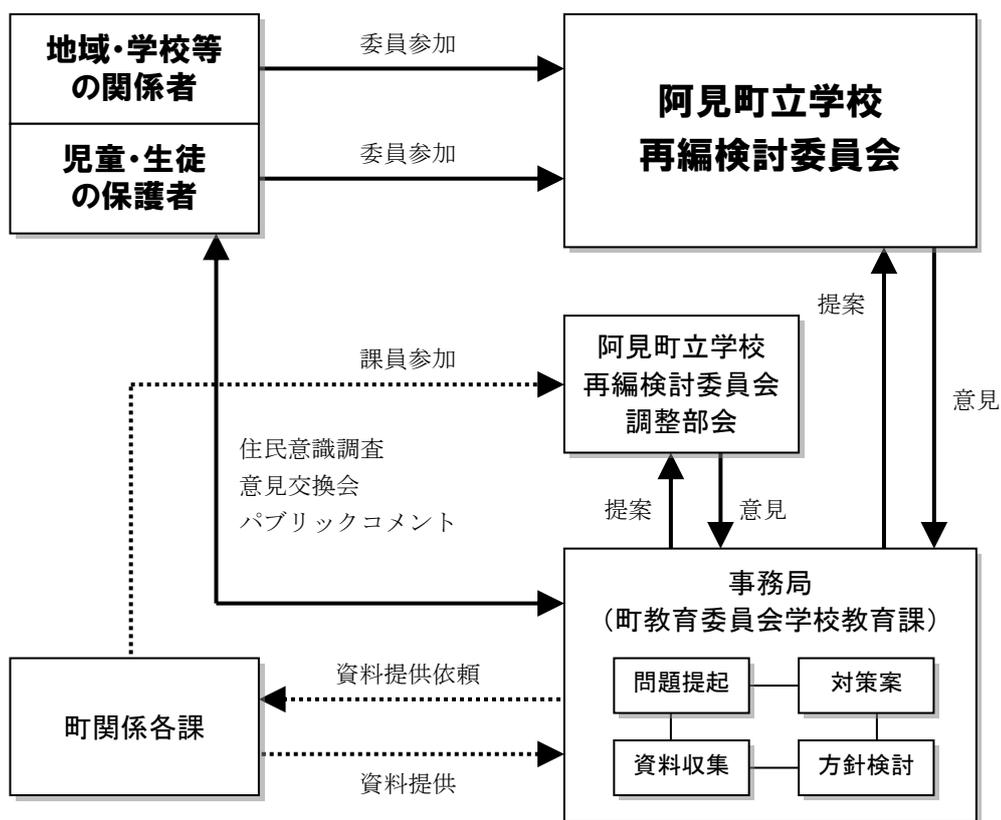
(3) 計画策定について

少子高齢化の進展に伴い、児童生徒数が減少する一方、人口増加地区においては児童生徒数が急増し教室の不足が生じています。そのため、阿見町として望ましい教育環境を確保するため、茨城県教育委員会の「公立小・中学校の適正規模について(指針)」を踏まえ、「阿見町立学校再編基本計画・実施計画」を策定することとしました。

計画策定にあたっては、地域・保護者・学校関係者の代表や有識者等で構成する「阿見町立学校再編検討委員会」を組織するとともに、庁内に「阿見町学校再編検討委員会調整部会」を設置し、計画内容の協議を行います。

また、幼児・児童の保護者を対象とした町立学校の再編に関するアンケート調査の実施や小学校区ごとに意見交換会を開催するなど、透明性・公平性を担保するための情報提供をはじめ、きめ細かな意見聴取に努め、計画に反映していきます。

図1 計画策定の体制



(4) 阿見町立学校再編基本計画・実施計画策定スケジュールについて

平成 25 年度		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
アンケート調査	調査準備	■									
	調査実施		■								
	結果まとめ		■	■							
意見交換会						■					
再編基本計画の策定	基本的な考え方の検討			■	■	■	■				
	再編パターンの検討				■	■	■				
	再編基本計画案の検討						■	■	■	■	
	取りまとめ										■
会議	検討委員会	①					②			③	
	調整部会	1					2			3	

平成 26 年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
再編実施計画の策定	通学方法の検討	■	■										
	整備方針の検討		■	■	■								
	再編校新規開校の準備検討		■	■									
	再編実施計画案の検討					■	■	■					
	取りまとめ									■	■	■	■
意見交換会									■				
パブリックコメント									■				
会議	検討委員会			④				⑤			⑥		
	調整部会			4				5			6		